

10 第 58 条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係

【改正の内容】

平成 26 年度の税制改正において、海外投資等損失準備金の積立ての対象となる特定株式等の範囲から債権が除外されたことに伴い、海外自主開発法人の要件及び海外自主開発法人に対する一定の債権に係る貸倒引当金との重複適用の排除について、所要の整備が行われた。

なお、連結納税制度においても同様の改正がされている。

【新設】(償還期間の判定)

58-16 措置法令第34条第18項において償還期間が10年以上であるかどうかは、次に掲げる場合は、次による。

- (1) 貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金ごとに返済期限が定められているときは、それぞれの貸付金額につきその貸付けの日からそれぞれの返済期限までの期間による。
- (2) 貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金の返済期限が全て同一の期日をもって定められているときは、それぞれの貸付けの日からその返済期限までの期間による。
- (3) 貸付けが一定の期間内に分割して行われ、かつ、その返済が全体として賦払とされている場合には、最初に貸し付けられた金額から順次返済されるものとしたときにおけるそれぞれの貸付けの日からその賦払金の支払の期日までの期間による。

【解説】

- 1 国内鉱業者等に該当する法人が、指定期間内に取得する海外自主開発法人の特定株式等（当該海外自主開発法人に対する貸付金又は当該海外自主開発法人の発行する社債のうち、その償還期間が10年以上であるものを含む。）については、措置法第55条第1項及び第9項《海外投資等損失準備金》並びに法人税法第52条第1項、第2項、第5項及び第6項《貸倒引当金》の規定を適用しないこととされている（措法58⑭）。この場合の償還期間が10年以上であるかどうかの判定は、その貸付けの日から返済期限までの期間によるのであるが、その返済が賦払の方法により行われるものについては、その貸付けの日からその最後の賦払金の支払の期日までの期間によることとされている（措令34⑱）。
- 2 本通達では、貸付けが一定の期間内に分割して行われた場合の償還期間の判定方法を明らかにしている。すなわち、分割して貸し付けられたそれぞれの貸付けが一の貸付けであるものとし、それぞれの償還期間までの期間により判定することとしているのである。この場合、貸付けが分割され、かつ、その返済が全体として賦払とされている場合の返済期日の対応は、先入先出的に順次対応させることとしている（本通達(3)）。
- 3 例えば、毎年5億円ずつ5年間にわたり25億円を貸し付けていき、その後毎年3億円ずつ返済をすることとしたような場合が、これに該当する。この場合には、最初に貸し付けた5億円は6年目に3億円、7年目に2億円の返済を受けるものとしてその償還期間が計算される。したがって、この場合における1年目の貸付けの償還期間は7年となる。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の61-18）を定めている。